

令和 8 年度 名古屋市教育委員会 議案第14号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 総務部について

担当課長（橘小学校等複合化整備事業の推進）を 1 名から 2 名に増員します。

(2) 生涯学習部について

担当課長（図書館改革の推進）を 1 名から 2 名に増員します。

2 施行期日

令和 8 年 9 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

（令和 8 年 8 月 21 日提出 総務部総務課）



名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）
の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前				改 正 後			
第 9 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 第 6 条第 2 項に規定する担当課長を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。				第 9 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 第 6 条第 2 項に規定する担当課長を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。			
担当課長を置く部	表示する分担事項	分担事項の細目	担当課長の数	担当課長を置く部	表示する分担事項	分担事項の細目	担当課長の数

総務部	(略)		
	橘小学校等複合化整備事業の推進	(略)	<u>1</u>
(略)			
生涯学習部	図書館改革の推進	(略)	<u>1</u>
6 (略)			

総務部	(略)		
	橘小学校等複合化整備事業の推進	(略)	<u>2</u>
(略)			
生涯学習部	図書館改革の推進	(略)	<u>2</u>
6 (略)			

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。